

令和 4 年度

「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」

と き 令和5年2月16日（木）15：15～

ところ 高千帆地域交流センター 講義室（2階）

会 議 次 第

- 1 辞令交付
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長・副会長の選出
- 5 議事
 - (1) 計画の位置づけ等について
 - (2) 計画の進捗状況について
 - (3) 令和4年度主な事業の実施状況について
 - (4) 障がい者計画等策定のためのアンケートについて

資料目次

- | | |
|----------------------------|----|
| ○「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」委員名簿 | 1 |
| ○【1】計画の位置づけ等について | 2 |
| ○【2】計画の進捗状況について | 9 |
| ○【3】令和4年度主な事業の実施状況について | 26 |
| ○【4】障がい者計画等策定のためのアンケートについて | 27 |
| ○「山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例」 | 28 |
| ○「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会規則」 | 29 |
| ○「障害者基本法」・「障害者総合支援法」（抜粋） | 30 |
| ○「児童福祉法」（抜粋） | 31 |

「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」委員名簿

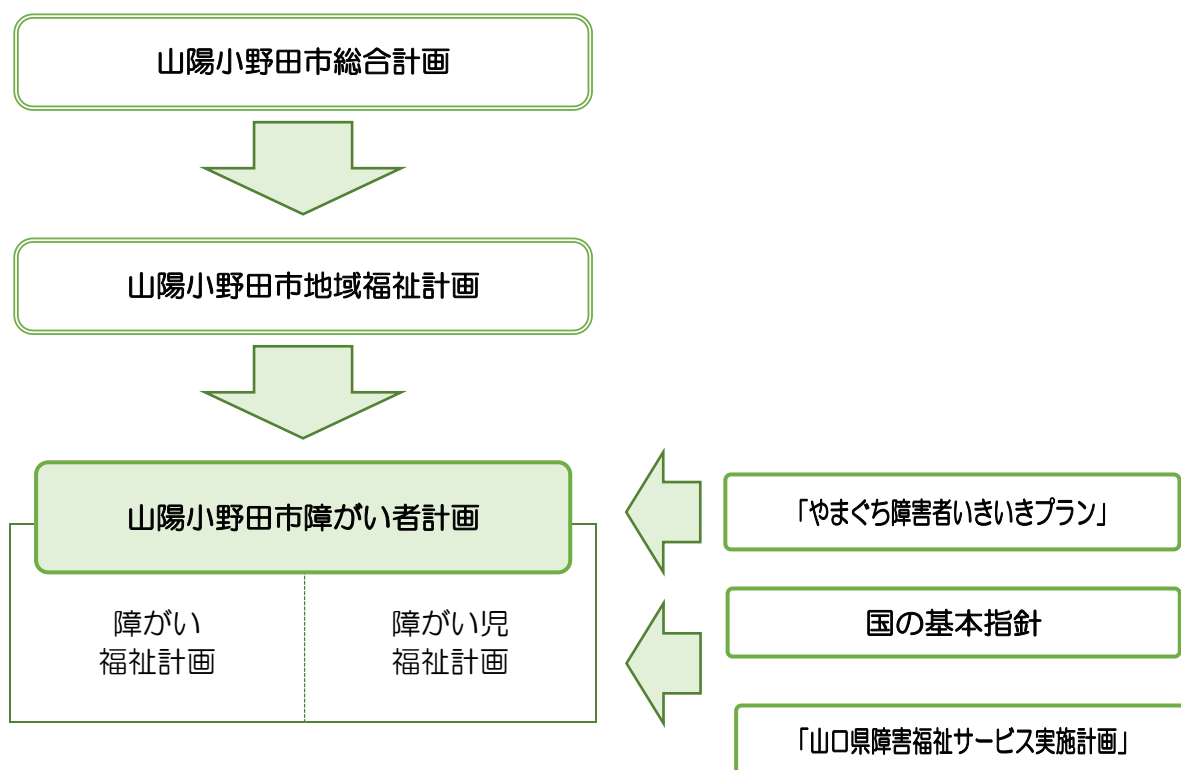
任期：令和4年10月1日～令和6年9月30日

	所属機関・団体名	委員氏名
1	相談支援事業所のぞみ	植木 亨
2	山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会	上村 篤子
3	山陽小野田精神保健家族会	臼井 文子
4	山陽小野田市社会福祉協議会	沖野 浩
5	山陽小野田市障害者協議会	佐々木 勇蔵
6	一般公募	中川 正治
7	山陽小野田市手をつなぐ育成会	長岡 忠男
8	宇部公共職業安定所	西尾 健太郎
9	山陽小野田市社会福祉事業団	西村 浩之
10	山口大学 大学院医学系研究科	長谷 亮佑
11	山陽小野田医師会	廣田 勝弘
12	山陽ボランティア連絡協議会	福山 厚子
13	小野田ボランティア連絡協議会	藤井 礼子
14	障害者就業・生活支援センター	藤井 淳
15	山陽小野田市民生児童委員協議会	安田 克己
16	山陽小野田市教育委員会	山縣 利恵
17	一般公募	山田 起代
18	こども発達支援センターとことこ	吉水 多加志

(50音順、敬称略)

【1】計画の位置づけ等について

1 計画の位置づけ及び性格



○山陽小野田市障がい者計画

「障害者基本法」を根拠とする「障害者基本計画」です。

「山陽小野田市障がい者計画」は、「山陽小野田市総合計画」「山陽小野田市地域福祉計画」を上位計画とし、障がい者施策を推進するための基本目標、基本方針を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障がい福祉施策推進のための指針となるものです。

また、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」との整合性を保ちます。

第4次山陽小野田市障がい者計画	
根拠法	「障害者基本法」第11条第3項
性格	障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした中長期的な計画
今回計画期間	第4次計画：平成30年度（2018年度）～ 令和5年度（2023年度）（6年間）

○山陽小野田市障がい福祉計画

「第5期障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」で、「山陽小野田市障がい者計画」の基本目標、基本方針を実現するための具体的な実施計画と位置づけられます。

第6期山陽小野田市障がい福祉計画	
根拠法	「障害者総合支援法」第88条第1項
性格	障がい福祉サービス等の見込量、確保の方策を定める3年を1期とする計画
今回計画期間	第6期計画：令和3年度（2021年度）～ 令和5年度（2023年度）（3年間）

○山陽小野田市障がい児福祉計画

「第1期障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」第33条の20第1項に定める「市町村障害児福祉計画」で、「山陽小野田市障がい者計画」の基本目標、基本方針を実現するための具体的な実施計画と位置づけられます。

平成28年度に成立した児童福祉法の一部を改正する法律において、新たに「障害児福祉計画」を策定することが義務付けられました。

第2期山陽小野田市障がい児福祉計画	
根拠法	「児童福祉法」第33条の20第1項
性格	障がい児通所支援等の見込量、確保の方策を定める3年を1期とする計画
今回計画期間	第2期計画：令和3年度（2021年度）～ 令和5年度（2023年度）（3年間）

2 計画の期間

平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
第4次障がい者計画					
第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画		

3 市内の障がい者の現状について

ア 障がい者手帳所持者の状況

(1) 身体障がい者の状況

① 等級別「身体障害者手帳」所持者数

(各年度4月)(人)

等級	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
1級	898	862	856	854	822	796
2級	388	374	353	336	316	308
3級	533	521	501	501	490	481
4級	663	662	652	640	631	608
5級	135	126	134	136	141	136
6級	154	158	164	160	169	160
合計	2,771	2,703	2,660	2,627	2,569	2,489
市人口	63,777	63,313	62,836	62,059	61,180	60,464
市人口比	4.34%	4.27%	4.23%	4.23%	4.20%	4.12%

※令和4年4月 男性：1,138人(45.7%) 女性：1,351人(54.3%) 計2,489人

※障がいの等級については、1級から7級まであり、1級が最重度です。

(手帳の交付は6級までです)

② 年齢別「身体障害者手帳」所持者数

(各年度4月)(人)

年齢	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
0歳から 5歳まで	6	5	4	3	5	4
6歳から 17歳まで	38	32	31	28	25	25
18歳から 59歳まで	386	386	369	368	360	345
60歳から 64歳まで	247	219	195	165	158	138
65歳以上	2,094	2,061	2,061	2,063	2,021	1,977
合計	2,771	2,703	2,660	2,627	2,569	2,489

③ 障がい種別「身体障害者手帳」所持者数

(各年度4月) (人)

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
視覚障がい	193	184	175	176	178	171
聴覚障がい	244	251	263	255	263	258
平衡 機能障がい	10	8	8	7	7	8
音声・言語・そ しゃく 機能障がい	60	54	51	51	53	50
肢体不自由 (上肢)	587	553	533	522	502	490
肢体不自由 (下肢)	1,136	1,092	1,040	997	946	915
肢体不自由 (体幹)	142	140	137	131	141	132
肢体不自由 (脳原上肢)	31	29	33	31	30	31
肢体不自由 (脳原移動)	40	39	39	40	39	39
心臓 機能障がい	571	566	566	578	557	545
じん臓 機能障がい	208	208	207	210	206	204
呼吸器 機能障がい	86	88	80	79	70	64
ぼうこう・直腸 機能障がい	111	109	125	127	125	126
小腸 機能障がい	3	2	1	1	1	1
免疫 機能障がい	4	4	5	5	7	5
肝臓 機能障がい	6	8	9	8	7	6
合計	3,432	3,335	3,272	3,218	3,132	3,045

※障がい重複する方がいるため、手帳所持者数の合計とは一致しない。

(2) 知的障がい者の状況

① 年齢別・程度別「療育手帳」所持者数

(各年度4月)(人)

年齢	程度	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
18歳未満	A	26	27	30	30	25	28
	B	89	96	85	92	84	78
	合計	115	123	115	122	109	106
18歳以上	A	166	166	164	145	167	171
	B	223	224	239	248	244	260
	合計	389	390	403	393	411	431
合計	A	192	193	194	175	192	199
	B	312	320	324	340	328	338
	総合計	504	513	518	515	520	537
市人口		63,777	63,777	63,313	62,836	62,059	60,464
市人口比		0.79%	0.79%	0.81%	0.82%	0.83%	0.89%

※令和4年4月 男性：315人(58.7%) 女性：222人(41.3%) 計537人
 ※障がいの程度については、AとBがあり、Aが重度です。

(3) 精神障がい者の状況

① 年齢別・等級別「精神障害者保健福祉手帳」所持者数

(各年度4月)(人)

年齢	程度	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
18歳未満	1級	1	1	1	0	0	0
	2級	2	1	1	2	2	2
	3級	13	19	19	18	12	14
	合計	16	21	21	20	14	16
18歳以上	1級	84	73	83	78	82	81
	2級	175	178	187	179	197	194
	3級	103	111	132	132	154	173
	合計	362	362	402	389	433	448
合計	1級	85	74	84	78	82	81
	2級	177	179	188	181	199	196
	3級	116	130	151	150	166	187
	総合計	378	383	423	409	447	464
市人口		63,777	63,313	62,836	62,059	61,180	60,464
市人口比		0.59%	0.60%	0.67%	0.66%	0.73%	0.77%

※障がいの等級については、1級から3級まであり、1級が最重度です。

② 精神障がい者の医療状況

(各年度4月)(人)

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
精神通院 受給者数	1,019	1,072	1,044	1,128	1,234	1,129

イ 「障害支援区分」審査判定の状況

介護給付のサービスを利用する際には、「障害支援区分」の判定が必要となります。

「障害支援区分」は1から6まであり、6が最重度です。

「障害支援区分」は、聞き取りによる認定調査の一次判定結果及び医師意見書により、「障害支援区分認定審査会」の二次判定に基づき市が認定します。

在宅では軽度の区分の障がい者が多く、施設入所では重度の区分の障がい者が多くなっています。

<「障害支援区分」の認定状況>

(令和4年4月)(人)

区分		非該当	1	2	3	4	5	6	合計
身体	在宅者	0	0	7	8	6	7	23	51
	施設入所者	0	0	0	1	3	1	15	20
知的	在宅者	0	4	11	34	26	34	12	121
	施設入所者	0	0	0	3	11	17	31	62
精神	在宅者	0	3	16	8	5	0	2	34
	施設入所者	0	0	0	0	1	0	0	1
合計	在宅者	0	7	34	50	37	41	37	206
	施設入所者	0	0	0	4	15	18	46	83
割合 (%)	在宅者	0	100	100	92.6	71.2	69.5	44.6	71.3
	施設入所者	0	0	0	7.4	28.8	30.5	55.4	28.7

ウ 障がい者の雇用状況について

民間企業における「障害者法定雇用率」は、平成30年（2018年）に2.0%から2.2%へ引き上げとなり、障がい者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変更になりました。

さらに、令和3年（2021年）3月からは「障害者法定雇用率」は2.3%に引き上げられ、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がっています。

一般就労には、公共職業安定所での求職や相談のほか、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所や「障害者就業・生活支援センター」などが支援を行っています。

公共職業安定所調（各年度6月）

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
管内対象企業数 (箇所)	169	186	184	184	187	180
管内雇用 障がい者数(人)	675.0	705.5	715.5	724.5	705.5	694.0
管内雇用率(%)	2.15	2.19	2.26	2.28	2.21	2.33
県雇用率(%)	2.56	2.58	2.59	2.61	2.60	2.68
国雇用率(%)	1.97	2.05	2.11	2.15	2.20	2.25

※「障害者法定雇用率」・・・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方公共団体は、それぞれ一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者を雇用しなければならないとされています。

※障がい者数は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の計。

重度身体障がい者及び重度知的障がい者は、1人を2人とダブルカウントを行い、重度身体障がい者以外の身体障がい者である短時間労働者、重度知的障がい者以外の知的障がい者である短時間労働者及び精神障がい者の短時間労働者は1人を0.5人としてカウントし、重度身体障がい者及び重度知的障がい者の短時間労働者は1人を1人としてカウントしています。

【2】 計画の進捗状況について

1 障がい福祉サービス等の実績と進捗状況 ※4年度は全て12月末時点

(1) 障がい福祉サービス

① 訪問系サービス

訪問系サービスは、在宅で訪問による介護や、通院等へ同行などの支援を受けるサービスです。

○居宅介護（障害支援区分1以上）

居宅において、入浴、排泄、食事の介護や家事など生活全般にわたる支援を行います。

<年間利用時間>

※（ ）は実利用人数

年度	第5期計画			第6期計画		
	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	5,424 (33人)	5,820 (37人)	5,822 (39人)	1,806 (21人)	1,892 (22人)	1,892 (22人)
実績	3,901 (26人)	2,235 (26人)	1,452 (23人)	1,725 (21人)	828 (27人)	/

○重度訪問介護（障害支援区分4以上）

常に介護を必要とする重度の肢体不自由者や行動障がい者を有する方に、居宅において、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援や見守りなどを総合的にを行います。

<年間利用時間>

※（ ）は実利用人数

年度	第5期計画			第6期計画		
	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	1,707 (3人)	2,222 (4人)	2,736 (5人)	1,860 (2人)	1,860 (2人)	1,860 (2人)
実績	1,342 (2人)	1,240 (2人)	448 (2人)	311 (2人)	845 (2人)	/

○同行援護（身体介護なし：障害支援区分認定不要）

（身体介護あり：障害支援区分2以上）

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に、外出時においてその障がい者等に同行し、必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際に必要な支援を行います。

<年間利用時間>

※（ ）は実利用人数

年度	第5期計画			第6期計画		
	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	1,103 (6人)	1,263 (7人)	1,423 (8人)	1,126 (6人)	1,314 (7人)	1,502 (8人)
実績	669 (4人)	939 (5人)	955 (4人)	661 (4人)	576 (4人)	

○行動援護（障害支援区分3以上）

知的障がい者又は精神障がい者に、買い物や通院などで行動する際の危険を回避するために必要な支援を行います。

<年間利用時間>

※（ ）は実利用人数

年度	第5期計画			第6期計画		
	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	72 (1人)	72 (1人)	72 (1人)	72 (1人)	72 (1人)	72 (1人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	

○「重度障害者等包括支援」（障害支援区分6以上）

常時介護を必要とし、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護その他の「障害福祉サービス」を包括的に提供します。

<年間利用時間>

※（ ）は実利用人数

年度	第5期計画			第6期計画		
	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	

② 日中活動系サービス

現在の法体系では昼間のサービスと夜間のサービスをそれぞれ選んで利用することとなっていますが、日中活動系サービスはその名称のとおり、昼間の活動を支援するサービスです。

○生活介護（障害程度区分3以上※施設入所を伴う場合は区分4以上）

（50歳以上：障害程度区分2以上※施設入所を伴う場合は区分3以上）

常に介護を必要とする方に、日中に入浴、食事、排泄等の介助を行うとともに、創作的活動又は生産的活動の機会を提供します。実際の利用者の中には、施設に入所して常時利用している方と、通所により月に数日利用する在宅の方がいます。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

年度	第5期計画			第6期計画		
	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	34,483 (144人)	35,018 (145人)	35,296 (145人)	34,306 (157人)	34,712 (160人)	35,123 (163人)
実績	33,299 (142人)	33,507 (151人)	33,904 (155人)	37,558 (159人)	28,717 (165人)	

○自立訓練（機能訓練）

地域で生活する上で、身体機能や生活能力の維持、向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に、施設への通所や在宅への訪問により、理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

年度	第5期計画			第6期計画		
	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	

○自立訓練（生活訓練）

知的障がい者又は精神障がい者に、入浴や排泄、食事等の自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等を行います。

このサービスの利用期間は原則として2年間までとなっています。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

年度	第5期計画			第6期計画		
	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	1,091 (7人)	1,016 (6人)	1,076 (6人)	871 (7人)	747 (6人)	747 (6人)
実績	956 (8人)	1,120 (9人)	757 (7人)	337 (2人)	307 (3人)	

○就労移行支援

一般企業への就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動や職場体験等の活動の機会を提供するほか、就労に必要な知識及び能力向上に必要な訓練、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場への定着他のために必要な相談等を行います。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

年度	第5期計画			第6期計画		
	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	5,500 (30人)	4,900 (33人)	4,700 (30人)	1,872 (13人)	1,553 (11人)	1,289 (9人)
実績	3,083 (25人)	2,719 (19人)	3,188 (18人)	3,161 (17人)	2,200 (17人)	

○就労継続支援（A型）

一般企業等での雇用が困難な障がい者に、雇用契約等により生産活動その他の活動の機会の提供等就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

年度	第5期計画			第6期計画		
	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	6,856 (30人)	7,354 (33人)	7,852 (36人)	6,856 (30人)	7,354 (33人)	7,852 (36人)
実績	4,920 (27人)	4,595 (24人)	4,566 (26人)	4,913 (23人)	4,129 (29人)	

○就労継続支援（B型）

就労移行支援等を利用したが一般企業等への雇用が難しい障がい者や、一定年齢に達している障がい者等に生産活動にかかる知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

年度	第5期計画			第6期計画		
	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	36,906 (183人)	38,771 (188人)	39,786 (193人)	36,906 (183人)	38,771 (188人)	39,786 (193人)
実績	34,358 (190人)	35,579 (189人)	35,096 (193人)	38,111 (197人)	29,705 (210人)	

○就労定着支援

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障がい者で、就労に伴う環境の変化により生活面での課題が生じている方に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けての支援を行います。

<年間実利用人数>

年度	第5期計画			第6期計画		
	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	7	7	7	6	5	5
実績	4	5	9	11	17	

○療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話をを行います。

<年間実利用人数>

年度	第5期計画			第6期計画		
	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	10	10	10	10	10	10
実績	9	10	10	10	10	

○短期入所

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排泄・食事の介護等を行います。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

	第5期計画			第6期計画		
年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	664 (35人)	664 (35人)	664 (35人)	664 (35人)	664 (35人)	664 (35人)
実績	727 (31人)	619 (32人)	601 (21人)	557 (19人)	331 (19人)	

③ 居住系サービス

居住系サービスは、夜間や休日に生活の場を提供するサービスであり、日中活動系サービスと組み合わせて利用されます。

○自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

	第5期計画			第6期計画		
年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	2	2	2	1	1	1
実績	0	0	0	0	0	

○共同生活援助（グループホーム）

知的障がい者や精神障がい者が夜間や休日に共同生活を行う住居で、日常生活上の相談や入浴・排泄・食事の介護等の援助を行います。

<年間実利用人数>

	第5期計画			第6期計画		
年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	58	60	62	65	67	69
実績	56	61	65	67	73	

○施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日に入浴・排泄・食事の介護等を行います。

<年間実利用人数>

	第5期計画			第6期計画		
年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	80	82	84	80	82	84
実績	84	84	80	82	83	

④ 相談支援

○計画相談支援

「障害福祉サービス」又は地域相談支援を利用するすべての障がい者等に、相談支援事業者が、「障害福祉サービス」の支給決定前又は支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定又は変更後にサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。また、その後も厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証や計画の見直しを行います。

<年間実利用人数>

	第5期計画			第6期計画		
年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	424	434	444	417	417	417
実績	422	418	435	447	458	

○地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に、相談支援事業者が、住居の確保、その他地域移行支援のための活動に関する相談、地域移行のための「障害福祉サービス」事業所等への同行支援等を行います。

<年間実利用人数>

	第5期計画			第6期計画		
年度	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	1	1	1	1	1	1
実績	0	0	0	1	1	

○地域定着支援

居宅において単身で生活する障がい者又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

<年間実利用人数>

年度	第5期計画			第6期計画		
	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	3	4	5	3	4	5
実績	2	1	1	2	3	

(2) 障がい児支援

① 「障害児通所支援」

○児童発達支援

未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

<年間利用日数>

※ () は実利用人数

年度	第1期計画			第2期計画		
	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	6,113 (32人)	6,113 (32人)	5,706 (29人)	6,113 (32人)	6,113 (32人)	5,706 (29人)
実績	5,710 (31人)	6,400 (41人)	5,578 (51人)	5,391 (48人)	3,960 (48人)	

○医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童を、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関に通わせ、児童発達支援や治療を行います。

<年間利用日数>

※ () は実利用人数

年度	第1期計画			第2期計画		
	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	

○放課後等デイサービス

学校教育法1条に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障がい児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

<年間利用日数>

※()は実利用人数

年度	第1期計画			第2期計画		
	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	11,411 (77人)	12,731 (88人)	13,730 (98人)	19,184 (109人)	20,064 (114人)	20,944 (119人)
実績	12,017 (81人)	16,869 (93人)	16,255 (110人)	17,868 (116人)	14,493 (128人)	

○保育所等訪問支援

保育所や児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、その施設を訪問し専門的な支援が必要と認められた障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

<年間実利用人数>

※()は実利用人数

年度	第1期計画			第2期計画		
	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	6 (3人)	8 (4人)	10 (5人)	6 (3人)	8 (4人)	10 (5人)
実績	2 (1人)	0 (1人)	2 (1人)	6 (3人)	6 (2人)	

○居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが困難な障がい児に対して、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

<年間実利用人数>

年度	第1期計画			第2期計画		
	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	0 (0人)	0 (0人)	96 (1人)	0 (0人)	0 (0人)	96 (1人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	

②「障害児相談支援」

「障害児福祉サービス」を利用するすべての障がい児に対し、相談支援事業者が、サービスの支給決定前又は支給決定の変更前にサービス等利用計画案の作成を行うとともに、サービス等の利用状況の検証や計画の見直しを行います。

＜年間実利用人数＞

年度	第1期計画			第2期計画		
	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	109	120	128	161	168	175
実績	119	134	155	169	174	

(3) 地域生活支援事業

①理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を実施し、地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

障がいの特性に応じた、障がい者等の理解を深めるための教室を開催します。

また、障がい別の接し方を解説したパンフレット等を活用し、普及・啓発を目的とした広報活動を行います。

○精神保健福祉講座の継続実施

根強く残る精神障がいに対する社会的偏見を除去するため、精神疾患等に関する正しい知識の普及を図ることを目的として実施しています。

令和3年度は、精神疾患を持つ人が住み慣れた地域で安心して過ごせるように、こころの病や発達障害について正しい知識を身につけるとともに、地域でできるサポートについて理解を深めることを目標に実施します。

◆開催日（予定）

令和5年2月18日（土） 10：00～11：30（受付9：45～）

講義：「精神疾患の正しい理解と対応について」

講師：片倉病院 中野雅之医師

②自発的活動支援事業

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、障がい者やその家族がお互いに悩みを共有したり情報交換したりできる交流会の活動（ピアサポート）や災害対策活動、地域で障がい者が孤立しないような見守り活動、ボランティアの養成や活動等を支援します。

③相談支援事業

障がい者等、障がい者の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、「障害福祉サービス」や他の必要とするサービスの利用調整などを行うとともに、障がい者虐待の防止や早期発見のために関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した生活を営むことができるようにすることを目的としています。

「障害福祉課」内に「基幹型相談支援センター」を設置し、専門的な職員を配置するとともに、地域における相談支援事業者等に対する助言や人材育成への支援、地域移行に向けた取組等を実施し、相談支援機能の強化を図ります。

また、それぞれの特性に対応した相談に応じられるように、相談支援事業所に相談支援事業を委託して実施します。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが必要な知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

障がい者の権利擁護を目的として、法人における成年後見制度の運用について検討していきます。

⑥意思疎通支援事業

市社会福祉協議会と連携し、聴覚障がい等により意思疎通を図るために支援が必要な方に、手話通訳や要約筆記に係る意思疎通支援者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的としています。

また、市主催の講演会等では、聴覚障がい者等への意思疎通に関する合理的配慮の提供として、意思疎通支援者を配置するとともに、チラシ等で講演会等への意思疎通支援者の配置についてのPRを行います。

<意思疎通支援者の派遣回数>

※（ ）は実利用人数

年度	第5期計画			第6期計画		
	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	45 (15人)	45 (15人)	45 (15人)	50 (4人)	50 (4人)	50 (4人)
実績	29 (6人)	49 (7人)	50 (3人)	81 (5人)	59 (6人)	

⑦点訳・音訳事業

文字による情報入手が困難な視覚障がい者に対し、点訳・音訳など解りやすい方法で、市広報や「障がい福祉のしおり」等を作成し、情報提供を行います。

⑧日常生活用具等給付事業

重度障がい者の在宅での安心した生活を支援するため、日常生活用具等の給付を行います。

<年間の給付件数>

※（ ）は実利用人数

年度	第5期計画			第6期計画		
	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	1,300 (170人)	1,300 (170人)	1,300 (170人)	1,300 (170人)	1,300 (170人)	1,300 (170人)
実績	1,378 (150人)	1,458 (162人)	1,446 (155人)	1,447 (147人)	1,571 (162人)	

※ストーマ・紙おむつは1か月の支給を1件として算出。

⑨手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい・音声又は言語機能障がい者等が円滑に意思疎通できるよう、手話により意思疎通の支援を行う手話奉仕員を養成する研修を行います。

また、意思疎通支援事業を一層推進するために、養成研修を受講済みの手話奉仕員に対するスキルアップ研修を実施します。

<手話奉仕員新規登録者数>

	第5期計画			第6期計画		
	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	2人	2人	2人	3人	3人	3人
実績	5人	0人	2人	0人	0人	

⑩移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

<事業所数、年間の利用時間>

※（ ）は実利用人数

年度	第5期計画			第6期計画		
	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	720時間 (8人)	720時間 (8人)	720時間 (8人)	360時間 (4人)	360時間 (4人)	360時間 (4人)
実績	552時間 (4人)	374時間 (4人)	77時間 (3人)	51時間 (3人)	83時間 (5人)	

⑪地域活動支援センター（かに工房）

就業が困難な在宅の障がい者に、創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、機能訓練や社会適応訓練、相談支援などを行います。

＜一日当たりの利用人数＞

年度	第5期計画			第6期計画		
	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	13	13	13	10	10	10
実績	10	10	10	9	8	

⑫日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援や障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。

＜事業所数、年間利用回数＞

※（ ）は実利用人数

年度	第5期計画			第6期計画		
	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	7,002回 (156人)	7,749回 (161人)	8,541回 (167人)	7,002回 (156人)	7,749回 (161人)	8,541回 (167人)
実績	6,133回 (150人)	6,257回 (165人)	5,777回 (158人)	6,819回 (162人)	5,356回 (136人)	

⑬障がい者スポーツ大会開催事業

障がい者等に対する理解と親睦を深めるとともに、障がい者等の体力の維持・増進を図り、社会参加を促進するため、「ふれあい運動会」を市社会福祉協議会と連携して開催します。

○ふれあい運動会

令和元年6月8日（土）開催 参加者：567人 ※令和2～4年度は中止

⑭自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障がい者又は知的障がい者が自動車運転免許を取得する場合の経費や、重度の肢体不自由障がい者が自動車を改造する場合に、費用の一部を助成します。

＜年間助成件数＞

※（ ）は実利用人数

年度	第5期計画			第6期計画		
	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	5 (5人)	5 (5人)	5 (5人)	5 (5人)	5 (5人)	5 (5人)
実績	2 (2人)	5 (5人)	3 (3人)	2 (2人)	2 (2人)	

⑮訪問入浴サービス事業

障がい者のいる家庭に移動入浴車で訪問し、入浴サービスを行うことにより、障がい者の清潔と健康を保つことを目的としています

<年間利用回数>

※（ ）は実利用人数

年度	第5期計画			第6期計画		
	30年度 2018年度	31年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度
計画	48 (1人)	48 (1人)	48 (1人)	87 (1人)	87 (1人)	87 (1人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	57 (1人)	103 (1人)	125 (2人)	

2 障がい者支援における成果目標の設定

障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援に係る成果目標を設定しています。

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

◆数値目標

令和元年度末の施設入所者（73人）を基礎として、

- 地域生活への移行者数：1人（令和5年度（2023年度）末までに）
- 入所者削減数：1人

(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆目標

保健、医療、福祉関係者等の関係機関が集まる場である自立支援協議会において、現状の把握を行い、課題を共有するなど、情報共有に努めます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

◆目標

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、夜間や休日も含めた24時間体制での相談支援の充実や緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場を備えた地域生活支援拠点の整備を平成31年4月に整備しました。

今後は自立支援協議会において運用状況の検証及び検討を行い、機能の充実を図ります。

必要な機能	方向性等
① 相談	市内において24時間体制での相談支援を行うとともに、緊急時の短期入所の受け入れ対応を行う。
② 緊急時の受け入れ・対応	緊急時において短期入所による受け入れを行う。
③ 体験の機会・場	障がい福祉サービスを利用し、グループホームの体験を行う。
④ 専門的人材の確保・養成	山口県・山口県ひとづくり財団・山口県社会福祉士会等が実施する研修への案内及び必要時地域課題となる研修の企画を行う。
⑤ 地域の体制づくり	相談にコーディネーターを配置し、サービスの拠点とする。 支援会議や自立支援協議会定例会から抽出した地域課題について、自立支援協議会（運営委員会、専門部会含む）で検討・情報共有を行う。

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

①一般就労移行者数

◆数値目標

令和元年度における一般就労移行者数 6 人を基準として、令和 5 年度（2023 年度）に 7 人

◆活動指標

	令和4年度（2022年度）	
	活動指標	実績（4月～12月）
就労移行支援から	3人	0人
就労継続支援 A 型から	2人	1人
就労継続支援 B 型から	1人	1人
一般就労移行者合計数	6人	2人

②就労定着支援利用者数

◆数値目標

令和 5 年度における就労移行事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者を 5 人

(5) 相談支援体制の充実・強化等

◆目標

障がい者やその家族が抱えるさまざまな生活上の問題を解決し、地域の中で安心して生活できるよう、インフォーマルなサービスを含めた総合的かつ専門的な相談支援の実施及び地域の相談体制の強化を実施する体制の確保に努めます。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

◆目標

支援内容が多様化する中、障がい者が個々の状態に応じた自立した日常生活又は社会生活を営むことができ、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築に努めます。

3 障がい児支援における成果目標の設定

障がい児通所支援等の提供体制を確保するため成果目標を設定しています。

(1) 児童発達支援センターの設置

障がい児の重度化・重複化や多様性に対応する専門的機能の強化を図るため、児童発達支援センターを地域における中核的な支援施設として設置します。

地域の障がい児や家族への相談援助を行うとともに、障がい児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、助言や援助を行い、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図ります。

(2) 保育所等訪問支援の充実

障がい児の地域社会への参加・包容を推進するため、保育所等を利用中の障がい児又は利用予定の障がい児が集団生活への適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

(3) 重症心身障がい児の支援体制の充実

重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実に努めます。

◆数値目標

児童発達支援事業所を圏域に1か所確保

放課後等デイサービス事業所を圏域に2か所確保

(4) 医療的ケア時支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児の現状の把握を行い、地域課題及び支援のための協議を行うことにより、共通の理解に基づいた総合的な支援体制の構築に努めます。

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員との連携により、必要なサービスの調整を図ります。

■医療的ケア児についての連絡会議の開催

令和5年2月9日(木)

学校教育課、子育て支援課、健康増進課、障害福祉課、相談支援事業所のぞみ、山陽小野田医師会訪問看護、児童発達支援センターとことこで、現状の報告・課題の共有を行った。

(5) 発達障がい者等及び家族への支援体制の確保

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、支援プログラムや総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保に努めます。

(6) 保育所等での提供体制の整備

保育所等訪問支援を活用し、障がい児通所支援事業所等が保育所や幼稚園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、地域社会での障がい児の参加を推進します。

【3】令和4年度主な事業の実施状況について

○意志疎通支援者設置事業（遠隔手話）

「山陽小野田市笑顔でこころをつなぐ手話言語条例に基づく施策の推進方針」より、ろう者が、周囲の状況を把握できず不安を感じたり、適切なサービスが受けられないことがないよう、コミュニケーション手段として手話を使用できる環境の整備として、遠隔手話サービスが窓口等で受けられる体制を整備しています。

◆令和3年度から市役所、山陽総合事務所に一台ずつ設置

○障がい者スポーツの推進

障がいの有無に関わらず、誰もが生涯を通じてスポーツを楽しむことができるよう地域の障がい者スポーツの支援を行っています。

◆令和4年5月29日 全国障害者スポーツ大会派遣選手選考会への出場支援

2名出場（水泳：美祢市・卓球：山口市）

○「障害者虐待防止センター」の設置

障がい者虐待についての未然防止や早期発見、迅速な対応を行い、適切な支援を行っています。

◆令和4年度：5件の虐待通報あり

○「障がい者差別解消相談窓口」の設置

平成28年4月1日に「障害者差別解消法」が施行となり、障がいを理由とした差別（不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど）についての相談窓口を障害福祉課に開設し、相談内容に応じて関係機関と連携や調整を行い、問題解決を行います。

◆令和4年度：相談件数0件

○山陽小野田市障がい者差別解消支援地域協議会の開催

差別の解消に向けた取組を主体的に行うネットワークとして、障がい者差別に関する相談等についての協議や、障がい者差別を解消するための取組に関する提案についての協議を行います。

◆令和4年7月28日開催

○「障害者週間」の啓発（「障害者週間」：12月3日から12月9日まで）

障がいや障がい者への正しい理解と認識の普及を図るため、厚狭地区複合施設に市内の障害福祉サービス事業所および障害児通所サービスサービス事業所利用者の作品を展示しました。

◆展示期間 令和4年12月2日から12月9日まで

※市役所ロビーでは厚狭地区複合施設での作品展示の様子をパネル展示しました。

【4】 障がい者計画等策定のためのアンケートについて

○実施期間：令和4年11月7日～令和4年12月23日

○配布数、調査方法、回収率

名称	対象者	配布数	調査方法	回収率 (%)
第7期 障がい福祉計画	18歳以上65歳未満の手帳 ^{※1} 所持者	1,126	郵送による 配付回収	40.3
	65歳以上の障がい福祉サービス利用者	46		
第3期 障がい児福祉計画	特別支援学級在籍している 児童・生徒の保護者	221	学校を 通じて 配付回収	66.2
	総合支援学校等に通学し、障がい福祉サービスを利用している 児童・生徒の保護者	64	郵送による 配付回収	
	児童発達支援サービスを利用している 児童の保護者	43	事業所を 通じて 配付回収	
第5次 障がい者計画	20歳～79歳の上記以外の市民 ^{※2}	3,000	郵送による 配付回収	30.8

※1 「身体障害者手帳」、療育手帳、「精神障害者保健福祉手帳」

※2 小野田・山陽地区別、男女別、年代別に無作為抽出

山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例

平成17年3月22日条例第30号

最新改正 令和2年3月31日条例第6号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく執行機関の附属機関の設置については、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 本市の執行機関の附属機関（次条において「附属機関」という。）として、別表に掲げるものを置く。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第2条関係） ※関係附属機関を抜粋

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
市長	山陽小野田市障害福祉 計画検討委員会	山陽小野田市の障害福祉計画について、検討 すること。
	山陽小野田市自立支援 協議会	障害者の地域での自立を目指し、山陽小野田 市の障害者の課題について協議すること。
	山陽小野田市地域福祉 計画推進委員会	地域福祉計画の総合的かつ計画的な推進に 関する事項を調査し、審議すること。

山陽小野田市障害福祉計画検討委員会規則

平成18年7月27日規則第41号
改正 平成21年8月14日規則第35号
平成22年3月31日規則第18号
平成27年3月31日規則第30号
平成27年12月17日規則第54号
平成30年3月30日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）第3条の規定に基づき、山陽小野田市障害福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、18人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募により選出された市民
- (3) 保健・医療・福祉関係者
- (4) 障害福祉に係る団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

○障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（障害者総合支援法）

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

○児童福祉法（抜粋）

（市町村障害児福祉計画）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項